

## 前文

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

本基本方針は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するためのものです。

ー福井県いじめ防止基本方針よりー

## 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市町、市町教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

## 2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。けんかやふざけ合い等もいじめから除外せず、被害児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

## 3 いじめの防止等のための具体的取組

### (1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

#### ○ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

#### ○体験活動の推進

集団宿泊体験やたてわり活動・ボランティア活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

#### ○道徳教育の推進

道徳の授業等を通じて、発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学び合う心、感謝の心を育てます。また、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめに正面から向き合うことができるよう、互い

に考え合い、話し合う活動を取り入れていきます。

## (2) 学校評価

- いじめの防止等のための取組（環境づくり、マニュアルの実施、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修等の実施等）に係る項目を学校評価に位置付け、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努めます。

## (3) いじめの未然防止

- 特に配慮が必要な児童への支援、指導  
人権教育を計画的に進め、以下の児童を含め、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。また特別な配慮が必要な児童にはより適切な支援を心がけます。
  - ① 発達障害等の障害のある児童生徒
  - ② 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
  - ③ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
  - ④ 東日本大震災で被災した児童生徒または原子力発電所事故により避難している児童生徒
- 授業改善  
すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努めます。
- いじめの起きない学校・学級づくり  
縦割り班活動や異年齢交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進めます。
- いじめに向かわない態度・能力の育成  
いじめは重大な人権侵害であること、被害者、加害者及びその周囲の児童に大きな傷を残すものであり、決して許されないことであると理解できるようにするなど、いじめに向かわない態度や能力の育成に努めます。発達段階に応じて、幼少期から規範意識等の醸成に努めるとともに、児童や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を働きかけます。
- 児童の主体的活動の充実  
学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進します。
- 気がかりな児童への適切な支援  
毎月定例の職員会議にて、気がかりな児童の情報を全職員で共通理解するとともに、個人カルテを作成し支援計画を立てます。
- 開かれた学校  
「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。
- 情報モラルに関する指導  
インターネットやSNS、携帯電話、スマートフォン等の正しい利用への呼びかけや意識付けを行い、「国見っ子スマートルール」を守る生活について指導するとともに、保護者の理解や協力を求めます。
- 地域との連携  
本校は、地域の方々との交流がさかんで、地域の中で子供を育てるといった雰囲気があります。その利点を生かし、地域との連携を図りながら思いやりの心の育成に努めます。

## (4) いじめの早期発見

- 積極的ないじめの認知  
児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。
- いじめの発見・通報を受けたときの対応  
いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的な対応につなげます。
- アンケートの実施

毎月1回の児童用アンケート「学校生活についてのアンケート」や、年3回（5月、11月、2月）の「国見っ子は元気？」アンケートやアンケート後に行う個人面談を通して、いじめ等の早期発見に努めます。

- 保護者に対するいじめ調査の実施  
毎月1回、保護者を対象としたアンケート調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努め、調査結果から児童と個人面談し、事案対処につなげます。
- 養護教諭との連携  
体の不調を訴える児童の様子から、いじめ等に関するものがないかをよく観察し、担任と情報交換しながらいじめの早期発見に努めます。
- 教育相談体制の充実  
教育相談担当者による気がかりな児童への個人面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより、好ましい人間関係の構築を図ります。
- 家庭や地域との連携  
家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

#### (5) いじめの事案対処

- 「いじめ対策委員会、いじめ対応サポート班」による対応  
特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対策委員会、いじめ対応サポート班」による立案・対応等組織的な対処により被害児童を守り通します。
- 被害・加害児童への対応  
いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。
- 外部人材の活用と関係機関との連携  
必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

#### (6) いじめによる重大事態への対処

- いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。
  - ・重大事態が発生した旨を市町教育委員会に速やかに報告します。
  - ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
  - ・市町が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

#### (7) いじめの解消

- いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。
  - ①いじめに係る行為が止んだ後、相当の期間（3か月を目安）を経過していること
  - ②被害児童生徒が心身の苦痛を受けていないことについて、本人および保護者に面談等で確認すること

### 4 いじめの防止等のための組織

#### (1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的開催します。

(構成員) 校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー等

(活動) ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成

・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り

- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
- ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ・学校におけるいじめ問題への取組の点検

(2) **いじめ対応サポート班**

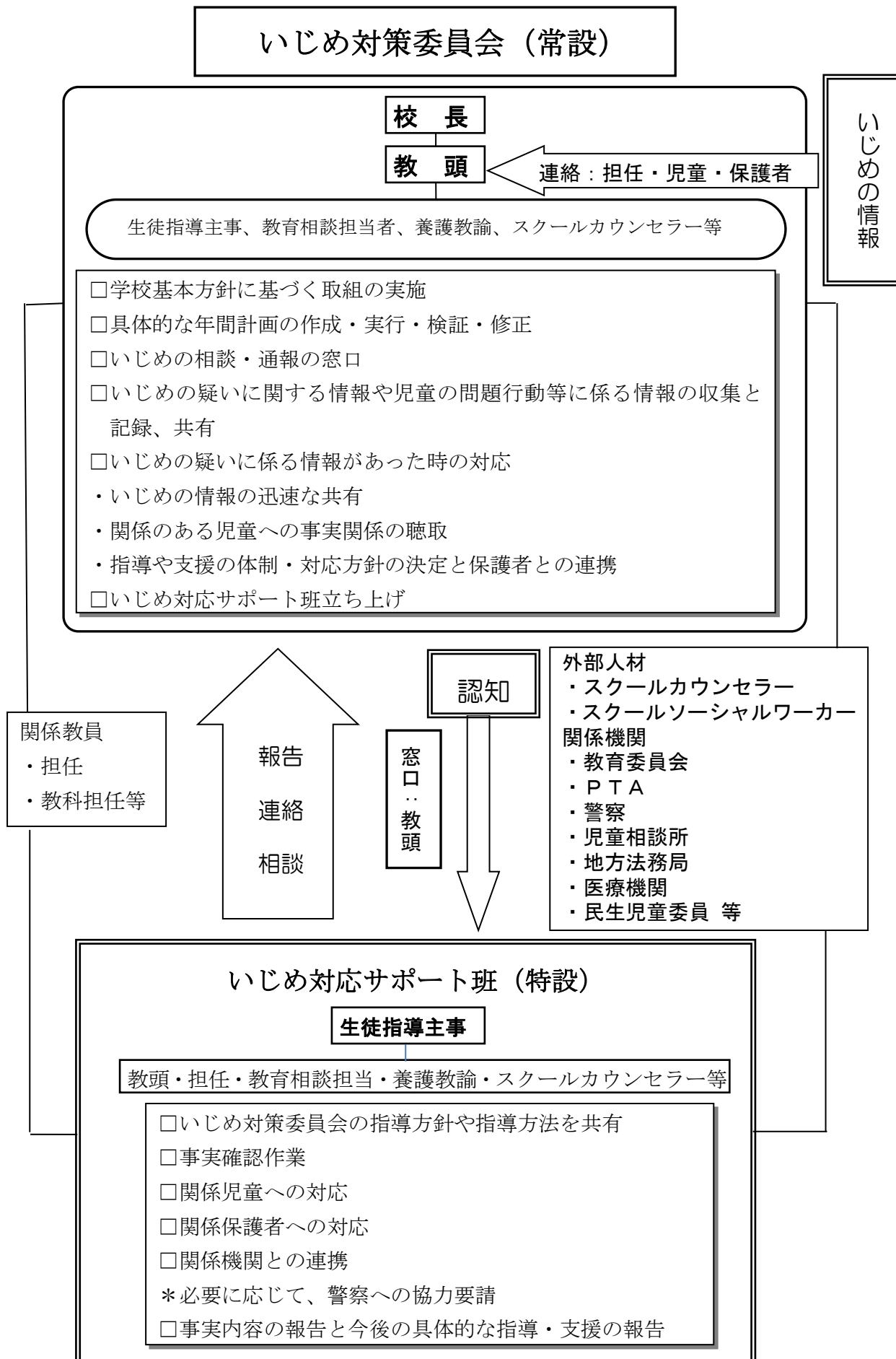
いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行います。

(構成員) 教頭、生徒指導主事、担任、教育相談担当、養護教諭  
スクールカウンセラー等

- (活動)
- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
  - ・個別面談による情報収集
  - ・継続的な支援
  - ・保護者や地域との連携
  - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所などとの連携

(3) 組織図

国見小学校



5 いじめ対策の年間行動計画

【いじめ対策の年間行動計画】〔4～6月〕

国見小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	<b>職員会議</b> ・いじめ対策委員会の設立と組織 ・基本方針確認 ・年間計画策定と周知 ・教員の意識点検 ↓ <b>P T A総会</b> ・基本方針の公表	いじめについてのアンケート（必要に応じて個人面談）  <b>たてわり班編制</b> ・配慮を要する児童を考慮した班編制 ・5、6年生のリーダー性の育成 ・5、6年生の絆づくり  <b>家庭との連携</b> ・連絡帳などを通して、家庭との連絡を密にとる。（年間を通して）					
5月	<b>中学校区合同研修会</b> ・児童、生徒の心づくり計画策定 ・児童、生徒の交流活動計画策定  <b>職員研修</b> ・いじめ防止等のための取組  <b>いじめ対策委員会</b> ・アンケート調査結果分析、状況把握	たてわり班活動スタート ・自主的な活動 ・リーダーの存在感 ・絆づくり  アンケート調査（国見っ子は元気？）と全児童への個別面談  いじめについてのアンケート（必要に応じて個人面談）  <b>合同遠足（1～4年）</b> ・絆づくり  <b>宿泊学習（へき複合同、5・6年）</b> ・計画					
6月	<b>職員会議</b> ・気になる児童の共通理解  <b>授業研究</b> ・授業改善 ・学習規律 子供の居場所、絆づくり、ユニバーサルデザインを意識した公開授業の実施。  <b>いじめ対策委員会</b> ・アンケート調査結果分析、状況把握	<b>全校カウンセリング・エンカウンター</b> ・スクールカウンセラーによる、エンカウンターと観察 ・スクールカウンセラーによる、児童の悩み事や友達関係のカウンセリング  <b>小規模校合同授業（1・2年 3・4年 5・6年）</b> ・絆づくり ・自ら学ぶ学習、自己有用感の育成  いじめについてのアンケート（必要に応じて個人面談）					

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7 月	<b>職員会議</b> ・気になる児童の共通理解 ・夏休み中の指導体制策定	鮎川海水浴場「海開き」 ・地域の絆づくり					
	<b>いじめ対策委員会</b> ・アンケート調査結果分析、状況把握	情報安全教室 ・ネットモラル、犯罪等					
	<b>保護者懇談会</b> ・保護者との連携強化 ・児童の状況説明	いじめについてのアンケート（必要に応じて個人面談）					
8 月	<b>中学校区夏季合同研修会</b> ・児童理解研修 ・道徳教育推進計画の確認	国見地区夏祭り ・地域の絆づくり					
	<b>職員研修</b> ・児童理解	家庭訪問 ・休み中だけでなく普段の様子も ・クラスや地域の子供の様子も把握					
		家庭での読書 ・親子読書等					
9 月	<b>職員会議</b> ・気になる児童の共通理解	親子奉仕活動 ・体験的な活動                      ・親子の絆づくり					
	<b>いじめ対策委員会</b> ・アンケート調査結果分析、状況把握	やるやる委員会「ふわふわ言葉キャンペーン」 ・いじめ撲滅のため、思いやりの心の育成をねらって、聞いた相手がよい気持ちになるような「ふわふわ言葉」を広める運動					
		いじめについてのアンケート（必要に応じて個人面談）					

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10 月	いじめ対策委員会 ・アンケート調査結果 分析、状況把握						
	職員研修 ・道徳教育 ・人権教育						
	職員会議 ・気になる児童の共通 理解	いじめについてのアンケート（必要に応じて個人面談）					
		道徳公開授業 ・保護者や地域の方への道徳授業の公開					
11 月	授業研究	4校合同授業（1・2年 3・4年 5・6年） ・絆づくり ・自ら学ぶ学習、自己有用感の育成					
	職員会議 ・気になる児童の共通 理解	アンケート調査（国見っ子は元気？）と全児童への個別面談					
	いじめ対策委員会 ・アンケート調査結果 分析、状況把握	いじめについてのアンケート（必要に応じて個人面談）					
12 月	保護者懇談会 ・保護者との連携強化 ・児童の状況説明	人権集会 ・自他の生命や権利の尊重 ・多様性の理解や尊重					
	職員会議 ・気になる児童の共通 理解 ・冬休み中の指導体制 策定	きらきら発表会準備 ・自己有用感の意識					
	いじめ対策委員会 ・アンケート調査結果 分析、状況把握	いじめについてのアンケート（必要に応じて個人面談）					



	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1 月	<b>いじめ対策委員会</b> ・アンケート調査結果分析、状況把握	<b>全校カウンセリング・エンカウンター</b> ・スクールカウンセラーによる、エンカウンターと観察 ・スクールカウンセラーによる、児童の悩み事や友達関係のカウンセリング					
	<b>職員会議</b> ・気になる児童の共通理解	<b>感謝の会</b> ・地域のボランティアとの絆づくり ・高学年のリーダー育成					
		いじめについてのアンケート（必要に応じて個人面談）					
2 月	<b>いじめ対策委員会</b> ・アンケート調査結果分析、状況把握	アンケート調査（国見っ子は元気？）と全児童への個別面談					
		<b>わくわく交流会（1・2年）</b> ・新たな絆づくり ・低学年リーダーの育成 ・園との交流			<b>中学校説明会・体験入学（6年）</b> ・新たな絆づくり		
	<b>職員研修</b> ・いじめ防止等の取組評価	<b>感謝状渡し</b> ・調理技師・施設技師・事務職員との絆づくり ・高学年のリーダー育成					
		いじめについてのアンケート（必要に応じて個人面談）					
3 月	<b>いじめ対策委員会</b> ・アンケート調査結果分析、状況把握 ↓ ・年度の振り返り ・新年度へ向けて計画見直し	<b>6年生を送る会</b> ・感謝の心 ・次の学年の自覚					
	<b>卒業・進級認定会</b> ・気になる児童の共通理解	いじめについてのアンケート（必要に応じて個人面談）					
	<b>職員会議</b> ・春休み中の指導体制策定 ・課題確認 ・計画確認	<b>校内奉仕活動</b> ・学校地域に感謝して					

